

平成 29 年度地域密着通所介護運営推進会議議事録

平成 29 年 10 月 26 日（木） 10：30～11：40

場所：豊浦町総合保健福祉施設やまびこ 会議室

【参加者】

- ・別紙、地域密着型通所介護運営推進会議出席者名簿に記載。

本日計 6 名により開催。

【運営推進会議内容】

1. 開会の挨拶

老人デイサービス事業所より、開会の挨拶を行う。

2. 委員紹介

委員の紹介及び本日参加の老人デイサービス職員の紹介を行う。

3. 運営推進会実施要綱説明

委員の選定要件について等の説明。（その他細部については各自参照とし割愛する）

4. 運営推進会議趣旨説明

運営推進会議を行うにあたり、地域密着型サービスについての説明及び運営推進会議における役割等の主旨について説明を行う。

5. 平成 28 年度豊浦町老人デイサービスセンター事業報告・活動報告

- ・デイサービスのサービス提供時間や職員配置及び実施内容等の説明。
- ・平成 28 年度利用者推移
- ・平成 28 年度職員配置及び異動状況
- ・年間行事の紹介と活動報告

6. 平成 29 年度事業計画及び活動報告

- ・平成 29 年度サービス提供変更点(通所介護運営改善計画)の説明。
- ・平成 29 年度利用者推移
- ・平成 29 年度職員配置及び異動状況
- ・年間活動計画説明と実施状況の報告
- ・今後の取り組みについての説明等

7. その他

- ・当事業所における経営状況の補足
- ・適正な人員配置によるサービス提供運営の説明

【委員等からの意見・要望・評価等】

《地域からの評価について》

- ・地域の住民より、当老人デイサービスセンターに通い、楽しまれているとの話を聞いている。このような、集まりの機会があるサロンも同様に必要性があると認識している。
- ・自治会サロンでも男性の利用率が悪く、男性対象者への声掛け等しているがなかなか参加されない傾向がある。そのような男性対象者がデイサービスに行くようになると良いと思う。
- ・デイサービスがどのようなことを行っているかどうか分からない部分も多く、周知が出来ていない状況もある。

《本会議における要望等》

- ・利用者推移表に記載している数字は延べ人数であり、実際に何人登録しているかわからない為、実登録者数とそれに伴う利用頻度や介護度について表に示してほしい。
- ・当事業所における事故発生状況(ヒヤリハット含む)についての報告も併せて行ってほしい。
- ・苦情相談処理状況についても、事故報告と同様に報告してほしい。
- ・デイサービスの料金体系について、詳しい仕組みが報告されていない為、料金体系や事業運営の報告等出来る範囲で報告する。

《地域からの要望等》

- ・デイサービスや介護保険全般における情報の周知が行き渡っていない現状もあり、地域としてもサロンの開催と合わせて、事業所職員等が周知する機会を持つことを希望する。

《ご利用者側からの要望等》

- ・以前は利用者のデイサービスでの様子や各行事ごとの写真を撮影して、家族等に提供してもらっていた時期がある。家族としては、施設でのサービス時の様子や行事の内容など知るすべもないため、販売してもらってもいいので写真を取って欲しい。
- ・手先を使った折り紙や装飾品作りなどのレクリエーションを積極的に取り入れて欲しい。

【次回運営推進会議予定について】

- ・平成 30 年 3 月頃予定。
- ・次回会議時に今回の要望や改善案等を加味し、運営推進会議へ報告とする。

平成 29 年度 第一回 豊浦町老人デイサービスセンター運営推進会議 式次第

平成 29 年 10 月 26 日（木） 10：30～

場所：豊浦町総合保健福祉施設やまびこ 会議室

1. 開会のあいさつ
2. 委員紹介
3. 運営推進会議趣旨説明
4. 平成 28 年度豊浦町老人デイサービスセンター事業報告・活動報告
5. 平成 29 年度豊浦町老人デイサービスセンター事業予定及び活動報告
6. その他

*次回開催予定 平成 30 年 3 月予定。

3. 運営推進会議趣旨説明

運営推進会議とは、介護保険法上の地域密着型サービス中に設置されることとなっております。

(1) 地域密着型サービスについて

高齢者の方々が要介護状態となっても、出来る限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために創設されたサービスであり、以下の種類があります。豊浦町老人デイサービスセンターについては⑤地域密着型通所介護に該当します。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ① 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護 | ⑥夜間対応型訪問介護 |
| ② 認知症対応型通所介護 | ⑦小規模多機能型居宅介護 |
| ③ 認知症対応型共同生活介護 | ⑧地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| ④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | ⑨看護小規模多機能型居宅介護 |
| ⑤ 地域密着型通所介護 | |

(2) 地域密着型サービスになることによる変更点

地域密着型通所介護に移行する場合は、地域密着型サービスに位置付けられるため、より一層地域との連携が求められることとなります。具体的には、今までの居宅サービスと比べて以下の点の変更となっております。

① サービス利用者の制限

原則として豊浦町の住民(介護保険の被保険者)だけがサービスを利用できます。

② 運営推進会議の設置及び開催

地域との連携や事業所の運営の透明性を確保するために、ご利用者やそのご家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、おおむね6か月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。また、会議の記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければなりません。公表につきましては豊浦町ホームページにて公表させていただきます。運営推進会議は当該事業所が利用者、市町村職員、地域住民の代表者に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、事業所によるご利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスにすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置されることであることと、厚生労働省令により定められております。

豊浦町老人デイサービスセンター運営推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第59条の規定に基づき設置する運営推進会議について、必要な事項を定めるものとする。

(運営推進会議の設置目的)

第2条 運営推進会議は、地域密着型通所介護の事業を行う豊浦町総合保健福祉施設やまびこ（以下「事業者」という。）が当該事業を行う事業所「豊浦町老人デイサービスセンター」（以下「事業所」という。）の活動を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けることにより、地域に開かれたサービスの向上、透明な運営の確保を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 運営推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから豊浦町総合保健福祉やまびこ施設長が委嘱する。

- (1) 利用者又は利用者の家族
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 豊浦町の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センター職員
- (4) 地域密着型介護について知見を有する者
- (5) その他、事業者の代表者が必要と認める者

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 運営推進会議の会議（以下「会議」という。）は、事業者の代表者が招集する。

- 2 会議の進行は、事業所が行う。
- 3 委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

(議題)

第5条 会議の議題は、次のとおりとする。

- (1) 運営方針に関すること。
- (2) 活動状況の報告及び評価に関すること。
- (3) 事業所の運営に関すること
- (4) その他、事業所の代表が必要と認める事項

(会議の通知)

第6条 運営推進会議の開催の通知は、次のとおり行う。

- (1) 事業者の代表者は、全委員に対し、書面送付により開催に係る通知を行う。
- (2) 前号の通知には、開催日、議事内容、報告事項及びそのほかの意見交換事項を記載する。

(記録の作成及び公表)

第7条 第5条の議題について、事業所は開催の都度記録を作成し、事業所内において閲覧できるようにするとともに、ホームページにも掲載する。

(守秘義務)

第8条 運営推進会議の委員は、会議において知り得た利用者及び家族の情報等を他人に漏らしてはならない。

2 運営推進会議の委員に関する個人情報、行政監査、介護サービス情報等における氏名等の最小限の情報提供以外は、同意を得ずに公表されることはない。

(庶務)

第9条 運営推進会議の庶務は、事業所において処理する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

4. 平成 28 年度豊浦町老人デイサービスセンター事業報告・活動報告

平成 28 年度当デイサービスセンターは地域密着型事業所として定員を 20 名から 18 名と

変更しサービスの提供を行ってまいりました。

サービス提供時間は従来と変化なく 10 時 00 分～15 時 00 分となっており、サービス提供時間を 5 時間としております。職員は常勤職員(8 時 30 分～17:15 分)・非常勤職員(高齢者事業団からの派遣職員 2 名交代制)・清掃(障害者支援施設より実習生受け入れ)の体制をとって運営しております。(別紙デイサービス勤務表参照)

現在の日課サービスとして、送迎・入浴・昼食・集団レクリエーション・おやつ・趣味活動などを行っております。又、日常以外のサービスとして、各季節ごとの行事・施設外機能訓練(バス旅行など)のサービスについても随時行っております。

新規利用者様の為に基本料無料(昼食費のみ実費請求)での体験利用を行っております。又、ご利用者様に楽しんで利用して頂けるように、ボランティア慰問の積極的な受け入れを行っており、ご利用者様個々に満足して頂けるようなサービス提供を実施しております。

《平成 28 年度年間行事報告》

*詳細については、別紙年間行事計画書参照

平成 28 年度については、8 月より現相談員が異動となっており、以前の計画等について把握できない為、8 月以降の報告としております。

計画書に対し未実施個所については、行事担当職員の再構築・再教育の観点から指導期間中であり、未実施となっているところであります。11 月及び 3 月の行事変更については、当時ご利用いただいていたご利用者の意向や担当職員の実施可能範囲での開催としたため、行事変更にて規格対応したところであります。

毎月の恒例行事として誕生会の開催を毎月定期的にて実施してきました。ご利用者の方々より大変楽しまれている旨のご感想を得ております。

4. 平成 29 年度豊浦町老人デイサービスセンター事業計画・活動報告

平成 29 年度当デイサービスセンターは地域密着型事業所として 18 名定員にてサービスの提供を行ってまいりました。

サービス提供時間は従来と変化なく 10 時 00 分～15 時 00 分となっており、サービス提供時間を 5 時間としております。同年 9 月通所介護事業所運営改善計画に基づき、入浴時間の変更等ご利用者の確保及びケアの質向上のための施策を実行開始しております。(別紙：通所介護運営改善計画参照)

現在の日課サービスとして、送迎・入浴・昼食・集団レクリエーション・おやつ・趣味活動などを行っております。又、日常以外のサービスとして、各季節ごとの行事・施設外機能訓練(バス旅行など)のサービスについても随時行っております。

新規利用者様の為に基本料無料(昼食費のみ実費請求)での体験利用を行っております。又、ご利用者様に楽しんで利用して頂けるように、ボランティア慰問の積極的な受け入れを行っており、ご利用者様個々に満足して頂けるようなサービス提供を実施しております。

《平成 29 年度年間行事報告》

*詳細については、別紙年間行事計画書参照

平成 29 年度については、全体的な計画については例年の傾向を踏襲しており、ご利用者が実際に利用された感想や意向を聞いた上で例年と同じような計画を企画しております。

上半期計画しておりましたおやつ作りや季節行事については、運営改善等に着手するなどの理由などから未実施が多く含まれておりますが、先に御説明した事業運営改善の実施により今後大幅に改善し、計画実行をより確かなものにしていくことが出来ます。